

■米原市道路路面復旧基準

令和7年7月1日

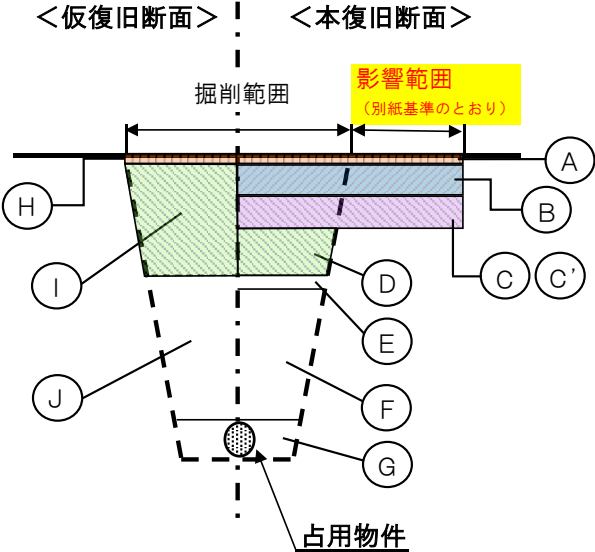
- 1 この米原市道路路面復旧基準は、「米原市道路の掘削および復旧する工事の実施要領」第8条に準じて運用するものです。
- 2 影響範囲の考え方については、別紙に示す基準のとおりとする。
- 3 復旧方法

◎仮復旧工法（占有者施工）

記号	名 称	材 料 ・ 工 法
H	表 層	密粒度7スコン（最大粒径20mm）
I	路 盤	クラッシャーラン 修正CBR $\geq$ 30
J	路 床	良質土（切込砕石・山土等）
G	路 体	締め固め可能土

大型車交通量による舗装種別の区分

舗装種別	大型車交通量（台／日・方向）
A号	1号 T<100
B号	2号 100 $\leq$ T<250
	3号 250 $\leq$ T<1,000
	4号 1,000 $\leq$ T



◎本復旧工法（占有者または道路管理者の施工）

記号	名称	材 料 ・ 工 法
A	表 層	車道：密粒度7スコン（最大粒径20mm） 歩道7号：細粒度7スコン（最大粒径13mm） 歩道8号：開粒度7スコン（最大粒径13mm）
	基 層	粗粒度7スコン（最大粒径20mm）
	上層路盤	粒度調整砕石 修正CBR $\geq$ 80
C	上層路盤	瀝青安定処理 安定度3.43kN以上（本復旧4号のみ）
C'	上層路盤	クラッシャーラン 修正CBR $\geq$ 30
D	下層路盤	クラッシャーラン 修正CBR $\geq$ 30
E	フィルター層	砂 0.074mm ふりい通過量 6%以下
F	路 床	良質土（切込砕石・山土等） 修正CBR $\geq$ 20
G	路 体	締め固め可能土

◎仮復旧工事・本復旧工事 寸法表（上記基本図による）

種 別		道 路 現 況	復旧工法 記 号	仮 復 旧 （単位：cm）				本 復 旧 （単位：cm）								
仮復旧	本復旧			H	I	J	H+I+J	A	B	A+B	C	D	影響範囲	E	F	A+B+C+D+E+F
A 号	1 号	アスファルトコンクリート舗装		3.0	27.0	100.0以上	130.0以上	5.0	—	5.0	10.0	15.0	別紙	—	100.0以上	130.0以上
B 号	2 号	アスファルトコンクリート舗装		3.0	42.0	100.0以上	145.0以上	5.0	—	5.0	10.0	30.0	別紙	—	100.0以上	145.0以上
	3 号	アスファルトコンクリート舗装		3.0	47.0	100.0以上	150.0以上	5.0	5.0	10.0	10.0	30.0	別紙	—	100.0以上	150.0以上
	4 号	アスファルトコンクリート舗装		3.0	49.0	100.0以上	152.0以上	5.0	7.0	12.0	9.0	31.0	別紙	—	100.0以上	152.0以上
	5 号	セメントコンクリート舗装		3.0	37.0	100.0以上	140.0以上	施行箇所の実情にあわせ、別途指示する。								
歩 道	6 号	砂利道		—				—	—	—	10.0以上	—	10.0以上	—	100.0以上	120.0以上
	7 号	歩道(アスファルトコンクリート)		—				3.0	—	3.0	—	10.0	別紙	—	47.0以上	60.0以上
	8 号	歩道(透水性アスファルトコンクリート)		—				3.0	—	3.0	—	10.0	別紙	5.0	42.0以上	60.0以上
	9 号	歩道(歩板材舗装・・・タイル・平板等)		—				施行箇所の実情にあわせ、別途指示する。								

- 付記
- 1 この表に示した復旧断面はあくまでも標準であり、地質または道路の構造等により例外もある。このような場合は、道路管理者の指示する断面で復旧すること。
- 2 歩道舗装の復旧は、既存舗装が透水性舗装の場合、既存舗装の種別にかかわらず、歩道全幅を復旧する場合は、8号（透水性舗装）を用いることとする。
- 3 本表は設計期間10年の道路の場合であり、設計期間を20年とする幹線道路の場合は別途指示する。
- 4 現況車道が排水性舗装の場合の本復旧断面は、表層は開粒度アスコン、または基層は密粒度アスコンとし、断面構成については別途指示する。
- 5 占用物件が下層路盤の下面から1.0mよりも浅い位置となる場合は、所定の路床が構成できないことから、別途協議する。
- 6 仮復旧の際の表層（H）は道路の交通事情により上表よりも厚くすることが出来る。
- 7 路床に用いる良質土の目安は修正CBR20以上とするが、個別の計算により設計CBR6以上が確保できる場合はこの限りでない。
- 8 砂利道の復旧については、既存の厚さを基準とするが、これが10cmに満たない場合には、10cmとする。